（別紙４－１）

参加資格確認関係書類

以下の書類について、別添のとおり提出します。（各１部）

□　令和０１・０２・０３年度（又は平成３１・３２・３３年度）厚生労働省大臣官房会計課長（全省庁統一資格）から通知された等級決定通知書の写し

□　有料又は無料職業紹介事業許可証の写し

□　企画書提出時点で愛知労働局が指定する地域内に職業紹介事業を行う事業所を設置している事業者にあっては別紙４－２、企画書提出時点では設置していない事業者にあっては別紙４－３

□　委託費を盛り込んだ手数料表の届出に関する申出書（別紙４－４）※

□　企画書提出時点で職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲を限定していない事業者にあっては別紙４－５、企画書提出時点で限定している事業者にあっては別紙４－６

□　愛知労働局が指定する地域内に設置している職業紹介事業を行う事業所の直近２年度分（有料又は無料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。）の有料又は無料職業紹介事業報告書の写し（愛知労働局が指定する地域内で本事業を実施する有料又は無料職業紹介事業所が複数ある場合はそれら全部）及び有料又は無料職業紹介事業報告書の全事業所分の合計（別紙４－７）

なお、これらにかえて、全事業所分の直近２年度分（有料又は無料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。）の有料又は無料職業紹介事業報告書の写しとしてもよい。

企画書を提出する事業者の設置している職業紹介事業を行う事業所が１カ所である場合、別紙４－７は不要

□　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）に基づく直近の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が４５人以下の事業主については障害者の雇用状況に関する報告（別紙４－８）

□　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）に基づく直近の高年齢者雇用状況報告書の写し。直近の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあっては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。

□　企画競争参加資格に関する誓約書（別紙４－９）

□　関係会社（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第１９３条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（別紙４－10）

□　保険料納付に係る申立書（別紙４－11）

□　暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙４－12）

※別紙４－４は有料職業紹介事業の許可を受けている者に限る。